

## 公 示

学長選考に関する規程第10条第2項の規定に基づき、本日知事に申し出た学長候補者氏名と選考理由及び選考経緯を公示する。

平成29年12月25日

奈良県立医科大学学長選考会議

議長 川副 浩平



### 1. 知事に申し出た学長候補者氏名

細井 裕司（ほそい ひろし）

### 2. 任期

平成30年（2018年）4月1日から平成34年（2022年）3月31日

### 3. 選考理由

本学長選考会議は「奈良県立医科大学学長選考規程」に則り、細井裕司氏と斎藤能彦氏の2名の学長候補者から提出された「所信表明」及び各15名の推薦者による「学長候補者推薦書」、11月15日の公開講演会での両学長候補者による「所信表明演説」とそれらに対する「質疑応答」、その場で提出された全ての「意向調査票」と、同意の得られた意向調査票記入者5名からの「意見聴取」結果、両学長候補者との「個別面談」等に基づき、両学長候補者のいづれが、「奈良県立医科大学の学長選考基準」に照らし、公立大学法人奈良県立医科大学理事長となる奈良県立医科大学学長に求められる資質・能力をより備えているかについて慎重な審議を重ねた結果、細井候補を学長候補者として申し出ることの結論に到った。

細井候補の実績は、学長・理事長としての4年間にある。強いリーダーシップのもと、県との定期的協議を重ねながら「奈良県立医科大学の将来像」をとりまとめ、かつそれに沿った諸事業を遂行してきている実績がある。教育面については主として医学部長に、研究面については主として研究部長に采配を委ねながら、それぞれ「教育改革2015」のもとに良き医療人育成プログラムの実施、学生の海外実習の実現、臨床英語教育の推進等を、また「重点研究2016推進計画」のもとに重点研究課題、横断的・共同研究等に関する骨格を定め、講座単位での研究を越えた枠組みを整備してきた。診療面については、病院長に裁量を委ねて「奈良県民を守る「最終ディフェンスライン」の実践」を掲げ、病院機能の充実を推進してきた。法人運営面については、ガバナンスの浸透を図り、ワークライフバランスの充実に向けて職員の意識改革に努めてきている。こうした実績は、理事長となる学長たる資質・能力が備わっていることを証明するものであり、「学長選考基準」に合致するものである。

昨今の大学を取り巻く様々な環境の変化と課題の顕在化に対応し、本学が発展していくためには、学長・理事長の強いリーダーシップと、そのもとでの各部局長の適切な役割

分担が必須である。大学の運営と法人の経営に関する責任はあくまで学長・理事長にあるが、細井候補がこれまで、教育と研究の要である医学部長（教育・研究担当理事）、附属病院の運営の要である病院長（医療担当理事）に裁量権を付与し、大学運営と法人経営を推進してきたことは適切であり、実績をあげてきたことは評価できるものである。

また、細井候補が現学長として開始した様々な取り組みは、継続することで一層の成果の積み重ねが期待できる。一方で、学長あるいは理事長として不適格と評価されるべき特段の事項が認められないことから、引き続き次の4年間の大学と法人の運営を託すことが適当であると判断する。

学長選考会議は、細井裕司候補が2022年3月末までの4年間の任期の理事長となる学長として業務を執行するにあたり、「奈良県立医科大学の将来像」、それに基づく同候補のビジョンの着実な推進を期待するものである。学内の多様な意見を聴き、教職員の理解と協力を得る一層の努力を重ねることによって、学長のガバナンスが遺憾なく発揮され、奈良県立医科大学の将来像の実現が前進すると考える。

#### 4. 選考経緯（概要）

- 9月20日：学長選考関係規程等の改正及び学長選考基準を公表
- 9月25日：学長候補者の推薦を公示（推薦期間10月23日まで）
- 10月16日：学長候補者推薦期間延長（当初10月23日を10月30日まで）を公示
- 11月 2日：学長候補者3名を公示
- 11月 2日～8日：公開講演会の質疑応答の際に、選考会議委員が学長候補者に対して行う質問内容を募集（20名から、47問が提出）
- 11月 9日：学長候補者1名から辞退があったため、学長候補者を2名として再公示
- 11月15日：公開講演会及び意向調査を実施
- 12月 6日：意向調査票記入者との面談、学長候補者との面談
- 12月22日：知事に申出を行う学長候補者の決定

#### 5. 担 当 奈良県立医科大学法人企画部人事課人事係（内線2209、2394）